



「NOSAIノンちゃん」

麦共済

災害収入共済方式

経営安定のため、ぜひ麦共済にご加入ください！
災害収入共済方式は品質低下も補償します。



安心のネットワーク

NOSAI

滋賀県農業共済組合

〈2025（令和7）年作成〉

災害収入共済方式とは

麦は天候の影響を受けやすく、収穫期に降雨が続けば、赤かびや穂発芽が発生する恐れがあり、収量の減少が無い場合でも品質の低下が深刻な被害を引き起こす場合があります。災害収入共済方式とは、減収だけでなく品質の低下に伴う生産金額の減少を補償する方式です。

加入資格者は

組合の区域内に住所を有し、水稻及び麦の耕作面積の合計が10アール以上で、生産量のおおむね全量を過去5年間J A等に出荷しており、今後も出荷することが確実であると見込まれる農家です。

加入できる農作物（類区分）は

小麦（1類）、二条大麦（5類）、六条大麦（9類）、裸麦（12類）
※耕作している麦のほ場すべてを加入していただきます。

補償の対象となる災害は

風水害、干害、冷害、病害（赤かび病等）、虫害、鳥獣害、火災、地震害、その他気象上の原因による災害が補償の対象となります。

補償期間は

発芽期から収穫期までです。
※収穫期とは、ほ場から搬出するときまでです。



共済金額（補償額）は

農家ごと類区分ごとに、基準生産金額の9割を共済限度額として補償します。

$$\text{共済金額（補償額）} = \text{基準生産金額}^{\ast 1} \times \text{共済金額の選択割合（90\sim 40\%）}^{\ast 2}$$

※1 基準生産金額とは農家ごとに過去の出荷実績をもとに規格別の収穫量を算出し、規格ごとの単価に引受面積を乗じて算定した金額です。

※2 補償割合を上限に下記より選択できます。

補償割合と共済金額の選択割合

補償割合と共済金額の選択割合は農家ごとに選択できます。

補償割合	共済金額の選択割合					
90%	90%	80%	70%	60%	50%	40%
80%		80%	70%	60%	50%	40%
70%			70%	60%	50%	40%

共済掛金（農家負担掛金）は

$$\begin{aligned} \text{共済掛金} &= \text{共済金額（補償額）} \times \text{共済掛金率} \\ \text{農家負担掛金} &= \text{共済掛金} - \text{国の負担額} \end{aligned}$$

※共済掛金の約半分は国が負担しています。

※共済掛金率は、過去の実績に基づき、農家ごとに定めています。

支払共済金は

農家ごと類区分ごとに、減収かつ品質低下による損害が1割（9割補償を選択した場合）を超える場合に共済金をお支払いします。

$$\text{支払共済金} = (\text{共済限度額} - \text{当年産の生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済限度額}}$$

被害申告

共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われるときには、遅滞なく組合に事故発生のお知らせをお願いします。その通知が無い場合、適正な損害評価が行われず、減収量の算出ができなくなり、共済金のお支払いができなくなることがあります。

分割評価

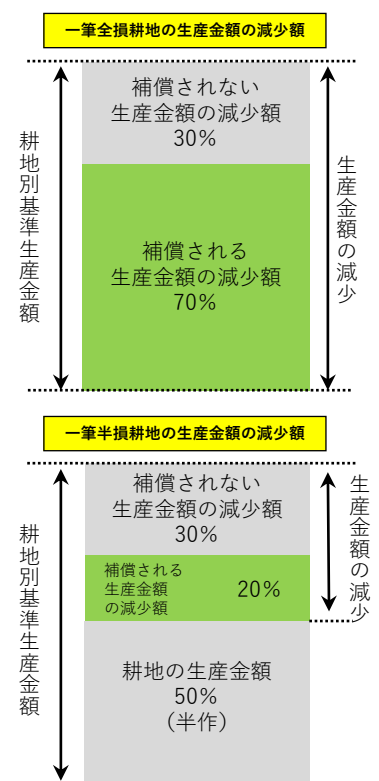
肥培管理の粗放もしくは不行き届きまたは防除管理の不適切、その他共済事故以外の原因による減収量がある場合には、共済事故による減収量と分割して評価を行い、共済事故以外の原因による減収量は減収として取り扱いません。

一筆全損特例とは（加入者全員に付与されます。）

収穫量から算出される当年の生産金額の合計が平年の9割（9割補償を選択した場合）を下回らない場合でも、風水害等の災害により目視で10割の収量減（全損）が見込まれる筆については、「10割の減収」と評価して、平年の生産金額の7割分の共済金を支払います。

一筆半損特約とは（加入者が選択できます。）

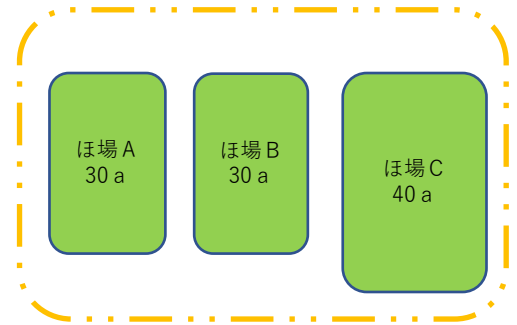
収穫量から算出される当年の生産金額の合計が平年の9割（9割補償を選択した場合）を下回らない場合でも、風水害等の災害により目視で5割以上の収量減が見込まれる筆については、「5割の減収」と評価して、平年の生産金額の2割分の共済金を支払います。



共済金 支払例

加入内容 補償割合90%で加入した場合

- ・引受面積・・・100 a
- ・平均単収・・・280kg
- ・基準生産金額・・・325,640円
- ・共済金額・・・293,076円 ①
- ・基準収穫量・・・2,505kg
- ・耕地別基準生産金額
 - ほ場A・・・97,692円
 - ほ場B・・・97,692円
 - ほ場C・・・130,256円



※平均単収、基準収穫量は品質を加味した数値です。

① J A等の出荷データ等より算定

- 収量が減少し、品質も低下した場合

産地銘柄	規格	出荷実績 (kg) ②	契約価格 (円) ③	生産金額 (円) ④=②×③	品質指数 (%) ⑤	調整後収穫量 (kg) ⑥=②×⑤	共済金 (円) ⑦=①-④
びわほなみ	1等A	0	132.88	0	1.022	0	262,138
	2等A	200	107.54	21,508	0.827	165	
	規格外A	1,000	9.43	9,430	0.073	73	
	合計	1,200	-	30,938	-	238	

ほ場A、B、C 共済金 = 293,076円 - 30,938円 = 262,138円

- 収量が増加したが、品質が著しく低下した場合

産地銘柄	規格	出荷実績 (kg) ②	契約価格 (円) ③	生産金額 (円) ④=②×③	品質指数 (%) ⑤	調整後収穫量 (kg) ⑥=②×⑤	共済金 (円) ⑦=①-④
びわほなみ	1等A	0	132.88	0	1.022	0	267,615
	2等A	0	107.54	0	0.827	0	
	規格外A	2,700	9.43	25,461	0.073	197	
	合計	2,700	-	25,461	-	197	

ほ場A、B、C 共済金 = 293,076 - 25,461円 = 267,615円

② 一筆全損特例により算定

- ほ場Cが全損となった場合

ほ場C 共済金 = 130,256円 × 70% = 91,179円

～支払共済金は①と②を比較して支払共済金が多い方をお支払いします～

重要事項説明書

1. 注意事項

農業共済制度は、農業保険法に基づき、行政庁の指導・監督のもと組合・国の2段階による責任分担を行って危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了解のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 通常すべき栽培管理や防除を怠った場合。
- (2) 事実と異なる通知をした場合。
- (3) 正当な理由がなく、払込期日までに共済掛金の払い込みがなかった場合。
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- (5) 損害評価の前に刈り取ってしまった場合。
- (6) 組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。
- (7) 反社会的勢力への対応に関する規則第2条に掲げる反社会的勢力（暴力団等）に該当することが判明した場合は加入申込をお断りします。加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的行為等をした場合は、共済関係を解除いたします。

2. 個人情報の取扱い

麦災害収入共済方式では、農家ごとの出荷実績をもとに引受・評価の事務処理を行うため、出荷業者（JA等）よりデータの提供、並びに資料の閲覧をさせていただきます。

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、当組合が、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

当組合は、農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を、国の保険に付しているため、国との間で個人情報を業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、国、地方公共団体、JA又は地域農業再生協議会の実施する調査に協力する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。なお、当組合は上記業務を円滑に運用するため情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、当組合は業務委託先との間で個人情報の取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

次のような場合は、共済金は支払われません

- 戦争その他の変乱によって生じた損害
- 組合員または組合員と同一の世帯に属する親族の故意または重大な過失によって生じた損害
- 組合員の植物防疫法の規定違反によって生じた損害

次のような場合は、お近くのNOSA Iまでご連絡ください

- 異動通知
 - ・共済目的の譲渡し、収穫適期前の刈取り又はすき込み、出荷計画の変更
- 被害の発生時
 - ・共済事故による農作物の減収または品質の低下があった場合
 - ・共済事故により全損被害となった耕地
 - ・共済事故により半損被害となった耕地（一筆半損特約を選択している場合のみ）



その他の引受方式

引受方式	補償の内容
全相殺方式	農家ごとの総収穫量が基準収穫量の一定割合を超える減収があった場合に共済金を支払います。
半相殺方式	農家ごとに被害耕地の減収量の合計が、基準収穫量の一定割合を超える減収があった場合に共済金を支払います。
地域インデックス方式	統計データを用い、収穫量が一定割合を超える減収があった場合に共済金を支払います。

※ 災害収入共済方式以外を希望される方は、加入要件等を満たす必要がありますので、支所・出張所にお問い合わせください。

補償割合等

引受方式	類区分	補償割合
全相殺方式	1類 小麦	90%、80%、70%
半相殺方式	2類 二条大麦	
	9類 六条大麦	80%、70%、60%
12類 裸麦		
地域インデックス方式	3類 田で耕作する小麦	90%、80%、70%
	4類 畑で耕作する小麦	
	7類 田で耕作する二条大麦	
	8類 畑で耕作する二条大麦	
	10類 田で耕作する六条大麦	
	11類 畑で耕作する六条大麦	
	13類 田で耕作する裸麦	
	14類 畑で耕作する裸麦	

収入保険は様々なリスクから農業経営をサポートします！



青色申告の方におすすめ

収入減少をダイレクトに補償する保険です

お問い合わせはお近くのNOSA Iへ

支所名	管轄地域	所在地	フリーダイヤル	電話番号
南部支所	大津市・草津市・守山市	守山市洲本町1260番地 6	0120-031-393	077-532-0068
高島出張所	栗東市・野洲市・高島市	高島市今津町今津1640番地	0120-133-951	0740-22-3951
東部支所	湖南市・甲賀市・近江八幡市	東近江市市辺町3471番地 1	0120-739-031	0748-20-5225
甲賀出張所	東近江市・日野町・竜王町	甲賀市水口町本町三丁目 1 番18号	0120-863-031	0748-63-1330
北部支所	彦根市・長浜市・米原市・愛荘町	長浜市加納町658番地 1	0120-509-031	0749-51-9055
湖東出張所	豊郷町・甲良町・多賀町	彦根市犬方町160番地 1	0120-163-031	0749-28-2711
本所		大津市梅林一丁目14番17号	0120-519-031	077-524-4688